

(仮称) 滑川市犯罪被害者等支援条例(素案)に関する パブリックコメント実施結果

○募集期間 令和5年10月11日(水)～令和5年11月8日(水)

○意見提出状況 意見提出者 3名

意見件数 6件

○提出された意見の概要と市の考え方

	提出された意見の概要	市の考え方
1	今後、次の段階として、この(仮称)滑川市犯罪被害者等支援条例(素案)の施行にあたり、具体的な支援等組織体制、支援金等支援支給体制、並びに市民への周知啓蒙啓発体制等について検討をいただき、犯罪被害者等支援要綱の策定をお願いします。	支援などの内容については、ご意見も踏まえ、必要に応じて個別の支援ごとに定める予定としております。
2	近年詐欺による被害が増加していますが、もし被害に遭ったら被害額の何割かを支援とかも可能なのでしょうか？	詐欺による被害回復の支援として、損害額の一部又は全部を市が補填することは予定しておりません。
3	条例案だけを読めば、目的や意義など、中身は何一つありません。滑川市はどんな支援を犯罪被害者にしたいのですか？	この条例は、条例素案第1条に規定するように、市として犯罪被害者等の支援のための施策を行う姿勢を市民に示し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民などに犯罪被害者等の存在や支援の重要性についての関心を喚起して幅広い協力を促すことで、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。 なお、条例は市が行う支援の方向性や考え方を規定するもので、支援の具体的な内容については、必要に応じて、予算措置等により個別の支援ごとに定める予定としております。
4	被害者がいれば加害者がいるのに、その加害者の取扱いに触れていないのはなぜですか？	どのような行為が犯罪となり、加害者に対してどのような刑罰が科せられるかは法律でのみ定めることが可能ですので、本条例において定めることはできないものと考えております。

	提出された意見の概要	市の考え方
5	<p>基本理念とは、具体的にどんな理念を指しているのですか？市が考えている例を提示してください。</p>	<p>市が犯罪被害者等の支援を行う際の基本理念について、条例素案第4条において</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであることを念頭において行われること ② 犯罪被害者等の個々の事情に応じて適切に行われること ③ 必要な支援が途切れることなく提供されること ④ 市、市民、事業者、関係機関等の相互の連携協力により行われること <p>の4つを規定しております。</p> <p>なお、詳細につきましては、逐条解説（素案）をご参照ください。</p>
6	<p>この『(仮称)滑川市犯罪被害者等支援条例(素案)』は、誰が作成したのですか？この案は人間が考察したうえでの案ではなく、今流行の生成A Iで作成したのではありませんか？</p>	<p>この素案は市職員が作成しており、生成A Iでは作成しておりません。</p> <p>今後の条例の周知にあたっては、丁寧な説明に努めてまいります。</p>